

県発注工事等における談合防止対策について

～検討の基本方向と早急に実施すべき対策～

(第1回取りまとめ)

平成24年3月7日

高知県談合防止対策検討委員会

～ 目 次 ～

1. はじめに	・・・・・・・・・・	1 頁
2. 談合防止対策の基本的な方向	・・・・・・・・・・	1 頁
3. 談合防止対策の検討の進め方	・・・・・・・・・・	2 頁
4. 早急に実施すべき談合防止対策	・・・・・・・・・・	2～4 頁
5. 今後の検討について	・・・・・・・・・・	4 頁
＜資料＞		
高知県談合防止対策検討委員会設置要綱	・・・・・・・・・・	5 頁
委員名簿	・・・・・・・・・・	6 頁
審議経過	・・・・・・・・・・	7 頁

1. はじめに

公正取引委員会は、平成 23 年 12 月 6 日に高知県内の複数の建設業者と社団法人高知県建設業協会などの関係先に対して、独占禁止法（不当な取引制限の禁止）違反の疑いにより立ち入り検査を実施した。

これを受け、高知県においては、県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の受注者に対して、その契約に関して独占禁止法に違反する行為を行っていない旨の誓約書の提出を義務付けるなどの対応を図るとともに、さらなる談合防止対策について検討を進めているところである。

当委員会は、高知県が実施する談合防止対策その他入札契約制度の改善等について検討し、県に対して意見を申し述べることを目的に設置されたものであるが、県発注工事等における談合の防止対策など入札契約手続きの適正化は非常に重要な課題であり、県民の関心も高いと考える。

このため、当委員会における審議は始まったばかりであり、公正取引委員会による調査も継続中のため予断を排さなければならないが、当委員会が検討を進めるにあたっての基本的な考え方や、県として早急を実施すべき事項等について、現段階における当委員会の意見を取りまとめて報告する。

2. 談合防止対策の基本的な方向

高知県における談合防止対策の取組については、県内における公共工事を巡る不祥事の発生等を背景として平成 8 年 6 月に設置された「高知県入札・契約制度検討委員会」をはじめ、これまでも議論されてきたところであり、一般競争入札の適用範囲の拡大や総合評価方式の導入・適用範囲の拡大、電子入札の導入などの入札方法の改善を進めるとともに、談合情報対応マニュアルの策定、独占禁止法違反等に係る契約の解除やそれに伴う違約金の設定、賠償金の設定など具体的な談合防止対策も講じられてきている。

このため、当委員会においては、これまで県が実施してきた談合防止対策をもとに、これらをさらに抜かりのないものとし、談合を行う者に「談合はできないし、決して得にならない」と明確に認識させることのできる環境づくりに向け、今後の談合防止対策を検討していくこととし、次の方向で議論を進めていくこととした。

- (1) 公正な取引の徹底などコンプライアンスのさらなる徹底を図ること
- (2) 談合が行われにくく、発覚させやすい監視体制を敷くこと
- (3) 談合が行われた場合のペナルティーを強化すること
- (4) 談合が行われにくい発注方法を用いること

3. 談合防止対策の検討の進め方

県発注工事等における談合防止対策については、出来るだけ速やかに実施すべきであるが、前述した談合防止対策の基本的な方向のうち、ペナルティーの強化や発注方法の見直しなど、建設業者をはじめとする受注者の経営に直接影響を与えることとなるものについては、十分な議論と慎重な対応が必要であると考えます。

また、指名停止措置などペナルティーの強化については、不利益不遡及という法制度上の考え方などもあることから、公正取引委員会の調査結果を踏まえて検討することが適当と考えるところであり、発注方法の見直しについては、公正取引委員会の調査結果を踏まえ、入札契約制度全般を捉えた議論をしたうえでなければ、効果的な談合防止対策を得られないと考えるところである。

以上のことから、当委員会においては、まず県において早急に実施すべきこととして、コンプライアンスの徹底など次項に掲げるものについて検討を進めることとし、ペナルティーの強化や発注方法の見直しなど、公正取引委員会の調査結果を踏まえた議論が必要であり、慎重な対応が望まれる事項については、調査の進展を見守りながら順次検討していくこととする。

4. 早急に実施すべき談合防止対策

(1) コンプライアンスの徹底

県では、公正な入札・契約の実施に向け、外部からの不当な働きかけへの対応など、職員のコンプライアンスの徹底に取り組んでおり、平成 22 年度からは建設工事における予定価格の事後公表の拡大等に合わせて、土木部の全職員を対象にコンプライアンス研修を実施するなど取組を強化してきている。

一方で、建設業界など事業者に独占禁止法の遵守などコンプライアンスの徹底を促すための取組は不足している。こうした取組は、本来、建設業関係団体等が自らの業界の健全な発展を目指して取り組むべきものであるが、県においても建設業関係団体等と連携しながら積極的に取り組んでいく必要がある。

このため、次のことを検討し、早急に実施すべきである。

ア 事業者向けのコンプライアンス研修を県主催で実施することなどにより、独占禁止法の遵守など事業者のコンプライアンスの徹底を積極的に促すこと

建設業界など事業者のコンプライアンスの徹底に向けては、県において事業者に対するコンプライアンス研修を主催するなど積極的な対応を図るとともに、建

設業関係団体の取組を把握し、それらと連携することで、広く業界全体の意識の向上を促すことが必要である。

イ 県職員に対するコンプライアンス研修を継続・充実すること

職員を一定の周期で定期的に受講させるよう研修計画を策定し、継続してコンプライアンス研修を実施するとともに、研修後のアンケート調査などにより、その成果をより確実なものとする必要がある。また、土木部以外の部局の職員の参加を積極的に促すなど、発注機関としてさらなるコンプライアンスの徹底を図ることが必要である。

(2) 談合情報対応マニュアルの改訂

県では、外部からの談合情報に適切に対処するため、平成7年に談合情報対応マニュアルを策定している。当該マニュアルについては、有識者で組織する高知県談合情報審査会の設置や情報の信憑性を判断するための基準の見直しなど、これまで2度の改訂が行われたところであるが、談合がしにくく、違反事実を発覚させやすい環境づくりに向け、入札に関する監視を強化する必要がある。

このため、次の方向で談合情報対応マニュアルの改訂を検討し、公正な入札の確保に向けた監視体制を強化すべきである。

ア 談合情報によらずに対応する基準を策定すること

外部からの談合情報によらずに県として対応する基準を策定し、談合に関する調査対象の範囲を拡大する必要がある。

なお、談合情報対応マニュアルの運用にあたっては、抑止効果を含めて談合防止の効果が上がるよう、調査対象とする基準を非公表とするなどの工夫が求められる。

イ 調査対象とする談合情報の範囲を拡大すること

外部からの談合情報の信憑性等を限定的に捉えることなく、談合情報に対して一定のチェックがかかるように対応を改め、外部からの談合情報についても調査対象の範囲を拡大する必要がある。

ウ 高知県談合情報審査会の機能を強化すること

談合情報対応マニュアルについては、状況の変化に合わせて適宜改訂を行う必要がある。このため、有識者で組織する談合情報審査会において、マニュアルの

運用状況を把握するとともに、マニュアルの改訂に関する検討を行うこととするなど、その機能を追加し、マニュアルの効果的な運用を図ることが必要である。

エ 公正取引委員会及び警察本部との連携を図ること

談合を防止し、談合情報や談合情報によらずに対応する基準に該当する事案などに適切に対応していくためには、公正取引委員会及び警察本部との連携は不可欠であることから、常に連携を密にし、情報を共有する必要がある。

5. 今後の検討について

当委員会における談合防止対策の検討の進め方については前述したとおりであり、これまで当委員会においては、県において早急を実施すべきこととして、コンプライアンスの徹底と談合情報対応マニュアルの改訂に関する議論を中心に検討を進めてきたところである。

今後は、公正取引委員会の調査の進展を見守りながら、先に述べた基本的な方向に従い、ペナルティーの強化や発注方法の見直しを中心に検討を進めていくこととするが、これまでの議論の中では、対症療法的な従来の手法に加え、他県の事例を参考に談合が行われる理由や背景を探り、根本にある原因を排除するための対策を考える必要があるのではないかといった意見や、ペナルティーの強化などマイナスの対応だけでなく、事業者プラスの動機付けを与えるような対策が考えられなかったといった意見も出されており、必要に応じて様々な観点から議論を重ねていくこととする。

なお、当委員会は、県発注工事等における談合の防止を目的としており、その目的を達成するために原則非公開で行うこととしているが、県民の関心も高く、検討の進行状況を順次公表していくことが適当であると考えことから、県の求めに応じて適宜意見の取りまとめを行い報告することとする。

高知県談合防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）における談合防止対策を検討するため、高知県談合防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について検討し、知事に対して意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議は原則非公開とし、情報の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月1日知事決定）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年1月24日から施行し、平成26年3月31日をもって廃止する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

高知県談合防止対策検討委員会 委員名簿（五十音順）

任期：H24.2.7～H26.3.31

氏名	役職等	備考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元（財）21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
（委員長） 下元 敏晴	弁護士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長、元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報審査会委員
山本 洋子	（有）瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph.D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

高知県談合防止対策検討委員会 審議経過

1. 第1回検討委員会 平成24年2月7日（火）

（1）事務局説明

- ・公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の見込み
- ・高知県における建設業の状況
- ・高知県の入札契約制度
- ・全国の談合防止対策の実施状況
- ・県及び高知県建設業協会におけるコンプライアンスの取組
- ・県談合情報対応マニュアル

（2）審議内容

- ・談合防止対策の基本的な方向について
- ・検討の進め方について
- ・具体的な検討項目について
- ・検討のスケジュールについて

2. 第2回検討委員会 平成24年2月13日（月）

（1）事務局説明

- ・建設業の状況（完成工事高営業利益率の推移、産業別総生産構成比の推移など）

（2）審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について

3. 第3回検討委員会 平成24年2月20日（月）

（1）事務局説明

- ・公正取引委員会の活動状況
- ・高知県入札・契約制度検討委員会（平成8年6月設置）による報告に対する取組
- ・昨年度公正取引委員会から行政処分を受けた3県の談合防止対策の取組状況

（2）審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について
- ・第1回取りまとめについて